

帯広市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援拠点等の整備を図るために実施する地域生活支援拠点等事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域生活障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に規定する地域において生活する障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）又は地域における生活に移行することを希望する障害者等をいう。
- (2) 介護者等 法第77条第3項第1号に規定する障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者をいう。
- (3) 事業者等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者、法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者又は児童福祉法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。
- (4) 地域生活支援拠点等 法第77条第4項に規定する複数の関係機関が相互の有機的な連携の下で同条第3項各号に規定する事業を実施する体制をいう。
- (5) 地域生活支援拠点等における機能 地域支援及び居住支援として実施する次に掲げる機能をいう。

ア 相談 緊急時の支援が見込めない地域生活障害者等に対して、常時の連絡体制の確保等に加え、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

イ 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者等の急病や地域生活障害者等の状態変化等が生じた場合の緊急時の受入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

ウ 体験の機会・場の提供 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能

エ 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化

に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

オ 地域の体制づくり 障害福祉サービス提供事業所等の関係機関と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(6) 地域生活支援拠点等事業 地域生活支援拠点等を整備し、運営する事業をいう。
(実施体制)

第3条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、帯広市とする。

2 前項の規定にかかわらず、帯広市長（以下「市長」という。）は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 前条第5号に規定する機能は帯広市のほか、次条第2項の規定による登録を受けた地域生活支援拠点等における機能を担う事業所等（以下「拠点機能事業所」という。）において実施するものとする。

4 地域生活支援拠点等事業における機能の充実及び強化を図るため、帯広市地域自立支援協議会設置要綱（平成19年4月1日制定）第1条に規定する協議会（以下「協議会」という。）において、地域の現状分析並びに必要な地域生活支援拠点等における機能の整理及び定期的な評価を行う。

（事業所の登録）

第4条 地域生活支援拠点等における機能を担う事業所の登録を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、帯広市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）に、地域生活支援拠点等における機能を担う事業所であることを規定した運営規程の写し等を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、登録することと決定したときは帯広市地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、登録しないことと決定したときは文書でその旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、拠点機能事業所について、当該事業所の名称、所在地、連絡先及び実施する地域生活支援拠点等における機能の内容等を公表するものとする。

4 拠点機能事業所は、当該登録の内容に変更が生じたときは、速やかに帯広市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

5 拠点機能事業所は、当該登録を廃止又は休止しようとするときはその1ヶ月前までに、再開したときは再開した日から10日以内に、帯広市地域生活支援拠点等事業所廃止・休

止・再開届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

6 市長は、前2項の届出を受理したときは、拠点機能事業所にその旨を通知するものとする。

（記録の保存）

第5条 拠点機能事業所は、地域生活支援拠点等における機能の支援を提供した場合、その内容を記録し、5年間保存するとともに、市からの求めがあった場合には、これを提供しなければならない。

（拠点機能事業所の責務）

第6条 拠点機能事業所は、実施する地域生活支援拠点等における機能を十分に理解し、適切な支援に努めるとともに、次の各号に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 地域生活障害者等及び介護者等と地域及び家庭との結びつきを重視して、帯広市、他の事業所並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
- (2) 協議会への参画や地域生活支援拠点等の円滑な実施に伴う調査の回答等を求められた場合、原則、これに協力しなければならない。
- (3) 地域生活障害者等及び介護者等の権利の擁護に努めなければならない。
- (4) 拠点機能事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た地域生活障害者等及び介護者等の個人情報及び職務上知り得た秘密については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

帯広市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

帯広市長 様

所在地
申請者 事業所
代表者名

帯広市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、地域生活支援拠点等における機能を担う事業所の登録を受けたいので次のとおり申請します。

| | | | | | | | | | |
|-----------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業所番号 | | | | | | | | | |
| 事業所の名称 | | | | | | | | | |
| 事業所の所在地 | | | | | | | | | |
| 事業所の電話番号 | | | | | | | | | |
| 事業の種類 | | | | | | | | | |
| 地域生活支援拠点等における機能 | 1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり ※該当する番号に○をつけてください。 | | | | | | | | |
| 開始年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | |

添付書類

- 1 事業所の運営規程（当該事業所が地域生活支援拠点等における機能を担う事業所であることが規定されているものに限る。）
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長

帯広市地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書

年 月 日付で申請のありました帯広市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第2項の規定により、貴事業所を次のとおり登録いたしましたので通知します。

| | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|---------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業所番号 | | | | | | | | | |
| 事業所の名称 | | | | | | | | | |
| 事業所の所在地 | | | | | | | | | |
| 事業所の電話番号 | | | | | | | | | |
| 事業の種類 | | | | | | | | | |
| 地域生活支援拠点等における機能 ※ | | 1 相談 | | | | | | | |
| | | 2 緊急時の受入れ・対応 | | | | | | | |
| | | 3 体験の機会・場の提供 | | | | | | | |
| | | 4 専門的人材の確保・養成 | | | | | | | |
| | | 5 地域の体制づくり | | | | | | | |
| 開始年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | |

※該当する機能に○をつけています。

様式第3号（第4条関係）

帯広市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日

帯広市長 様

所在地
届出者 事業所
代表者名

帯広市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第4項の規定に基づき、次のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

| 事業所番号 | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------------|---------------|--|--|--|-----|---------------|--|--|--|--|
| 登録内容を変更した事業所 | 名称 | | | | | | | | | | |
| | 所在地 | | | | | | | | | | |
| 変更があった事項 | | 変更前 | | | | 変更後 | | | | | |
| 1 | 事業所の名称 | | | | | | | | | | |
| 2 | 事業所の所在地 | | | | | | | | | | |
| 3 | 事業所の電話番号 | | | | | | | | | | |
| 4 | 地域生活支援拠点等における機能 ※ | 1 相談 | | | | | 1 相談 | | | | |
| | | 2 緊急時の受入れ・対応 | | | | | 2 緊急時の受入れ・対応 | | | | |
| | | 3 体験の機会・場の提供 | | | | | 3 体験の機会・場の提供 | | | | |
| | | 4 専門的人材の確保・養成 | | | | | 4 専門的人材の確保・養成 | | | | |
| | | 5 地域の体制づくり | | | | | 5 地域の体制づくり | | | | |
| 5 | その他 () | | | | | | | | | | |
| 変更年月日 | | 年 月 日 | | | | | | | | | |

※ 該当する番号に○をつけてください。

様式第4号（第4条関係）

帯広市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

帯広市長 様

所在地
届出者 事業所
代表者名

帯広市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第5項の規定に基づき、次のとおり事業の(※ 廃止・休止・再開)をしましたので届け出ます。

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 廃止・休止・再開 する事業所 | 事業所番号 | | | | | | | | | | | | |
| | 名称 | | | | | | | | | | | | |
| | 所在地 | | | | | | | | | | | | |
| | 事業の種類 | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止・再開する年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | |
| 廃止・休止する理由 | | | | | | | | | | | | | |
| 現に地域生活支援拠点等事業にて受け入れている者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ) | | | | | | | | | | | | | |
| 休止予定期間 (休止の場合のみ) | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | | | | | | |

※該当する届出の内容に○をつけてください。

※事業所を廃止又は休止しようとする場合はその1ヶ月前までに、再開する場合は再開する日から10日以内に当該届出書を提出してください。